

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課)

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）				
税目	所得税				
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <p>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</p> <p>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</p> <p>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p>				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>▲8,240百万円 (一 百万円) (一 百万円)</td></tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲8,240百万円 (一 百万円) (一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲8,240百万円 (一 百万円) (一 百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	<p>個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p>			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(2) 施策の必要性	<p>わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。</p> <p>こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：93万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,493万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	妥 当 性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。